

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第二十号

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

徳島県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 サイバー事案（警察法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。以下同じ。）に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するため
の警察の活動に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。